



SMTB年金ニュース

(平成27年1月8日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

代行保険料率算定基準の改正及び予定死亡率の改定に関するパブリックコメント手続きの結果公示

本日（平成27年1月8日）、平成26年10月22日から平成26年11月21日までの間意見募集が行われていた、[パブリックコメント手続き](#)に関する結果が公示(*)されております。

(*) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140261&Mode=2>

示された内容は以下のとおりです。

No	意見等の内容	意見等に対する考え方
1	厚生年金基金財政運営基準の別紙1および別紙2について、厚生年金本体の財政検証で使用した死亡率を用いて設定していると認識しているが、当該死亡率の算定方法は従前の方法から変更されているように思われる。算定方法に変更があるならば、当該算定方法の変更内容を教示していただきたい。	当該基準の別紙1及び別紙2については、従来から、厚生年金の財政検証で使用している被保険者の死亡脱退力と老齢年金失権率を参考に設定しております。今般の別紙1及び別紙2の改正は、平成26年財政検証が行われたことに伴い、新たな被保険者の死亡脱退力と老齢年金失権率に基づき見直しを行うものです。
2	厚生年金基金財政運営基準第3-7-(1)-①-イ-(イ)および第4-4-(2)-イ-(イ)中の、別表2に乗じる率の下限が男女とも「0.72」に変更されているが、当該変更の理由もしくは背景を教示していただきたい。	当該率については、別紙1及び別紙2の死亡率を基準とした将来の死亡率の改善を示すものです。今般の改正は、厚生年金の平成26年財政検証に伴い、別紙1及び別紙2の死亡率が改正されたこと等を踏まえ見直しを行うものです。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595